

## 【中国】騒音汚染防止法の制定

海外立法情報課 湯野 基生

\* 2021年12月24日制定の騒音汚染防止法は、騒音汚染防止の基準及び計画に関する章を設けたほか、工業・建築・交通・社会生活の各領域での騒音汚染防止措置を強化した。

### 1 背景と経緯

近年の中国では、騒音汚染（騒音公害）は、大気汚染等とともに、国民からの訴えが多い環境公害の一つである<sup>1</sup>。1996年制定の「環境騒音汚染防止法」（全8章64か条）は、2018年に一部改正がなされた<sup>2</sup>ものの、軽微な文言修正が主であった。騒音被害が都市から農村に拡大し、騒音発生源が多様化する現状に十分な対処を行うため、同法の改正が、全国人民代表大会（以下「全人代」）常務委員会の第13期（2018～2023年）立法計画に基づき進められた。改正法の草案を全人代の環境資源委員会が作成する過程で、他の関連法規と名称の統一を図り、人為的要因による騒音を対象とすることを明確化するため、法律名が「騒音汚染防止法」に変更された<sup>3</sup>。2021年8月から全人代常務委員会での審議が行われ、同法は、新しい法律として2021年12月24日に公布され（中華人民共和国主席令第104号）、2022年6月5日に施行された<sup>4</sup>。

### 2 騒音汚染防止法の概要

#### (1) 章構成

同法は、全9章90か条から成る。第1章：総則（第1条～第12条）、第2章：騒音汚染防止の基準及び計画（第13条～第21条）、第3章：騒音汚染防止の監督・管理（第22条～第33条）、第4章：工業騒音汚染の防止（第34条～第38条）、第5章：建築施工騒音汚染の防止（第39条～第43条）、第6章：交通運輸騒音汚染の防止（第44条～第58条）、第7章：社会生活騒音汚染の防止（第59条～第70条）、第8章：法的責任（第71条～第87条）、第9章：附則（第88条～第90条）。新設された第2章を除き、構成は旧法と同じである。

#### (2) 総則（第1章）

制定目的に「生態文明建設」（環境保護を優先するエコ社会）の推進等を追加した（第1条）。騒音とは、工業生産、建築施工、交通運輸及び社会生活<sup>5</sup>の中で生じる、周囲の生活環境を乱す音をいい、騒音汚染とは、騒音排出基準を超過し、又は制御措置を講じずに騒音を排出し、他者の生活等を乱す現象をいう（第2条）。騒音汚染の防止は、統一的管理、根本的規制、種類

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年7月8日である。

<sup>1</sup> 国务院の生態環境部（部は日本の省に相当）が発行する年報によれば、例年、騒音汚染関係の通報は、環境通報の約3～4割を占め、2018年以降は、大気汚染に次いで多い。2020年の統計では、騒音のうち社会生活で生じる騒音が最多で、53.7%を占めた。「中国环境噪声污染防治报告」生态环境部 <<https://www.mee.gov.cn/hjzl/sthjzk/hjzywr/>>

<sup>2</sup> 「中华人民共和国环境噪声污染防治法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZjEzNWY0NjAxNmYyMGVhNGE0MTE3MTk%3D>> 2018年12月29日改正・施行、2022年6月5日廃止。

<sup>3</sup> 「关于修订《中华人民共和国环境噪声污染防治法》的说明」2022.1.4. 中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202201/80232662e9404eb4937867170e36200b.shtml>>

<sup>4</sup> 「中华人民共和国噪声污染防治法」国家法律法规数据库 <<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE2ZGZhOWMxODAxN2RIYjcwZGRjNzAxMzE%3D>>

<sup>5</sup> 本法第59条では、工業・建築施工・交通運輸以外の人為的活動で生じる騒音を、社会生活騒音と定義する。

別管理、社会の協働、加害者負担の原則を堅持しなければならない（第4条）。いかなる組織及び個人も、関係情報を知り、騒音汚染防止に参画し、これを監督する<sup>6</sup>権利を有する（第9条）。

### （3）騒音汚染防止の基準及び計画（第2章）

国は、騒音汚染防止に係る基準体系の構築を推進する（第13条）。国务院の生態環境主管部門は、国の騒音環境品質規格<sup>7</sup>を制定する。県級以上の地方政府は、管轄域内の各種騒音品質規格の適用区域を指定し、居住、研究、医療、教育、福祉等に使用される建築物を中心とする区域を騒音敏感建築物<sup>8</sup>集中区域に指定し、騒音汚染の防止を強化する（第14条）。国の品質基準を満たさない区域のある区設市<sup>9</sup>又は県級の政府は、環境の質の改善計画及び実施プランを策定し、社会に公開しなければならない（第20条）。

### （4）監督・管理（第3章）

騒音を排出する組織及び公共スペースの管理者は、汚染防止責任制度を確立し、責任者等の責任を明確にしなければならない（第22条）。国务院の生態環境主管部門は、騒音の監視・評価規則を定め、関係部門との共同により、騒音品質観測地点の設置、全国の騒音品質情報の発信等を行う責任を負う（第23条）。国は、静穏保持区域を設定する活動を奨励する（第32条）。

### （5）工業騒音（第4章）

騒音敏感建築物集中区域での騒音排出企業の新設を禁止する（第35条）。工業騒音を排出する企業等は、汚染排出許可証を取得しなければならず（第36条）、区設市級以上の政府の関係部門は、騒音汚染排出組織リストを作成し、公開しなければならない（第37条）。

### （6）建築施工騒音（第5章）

騒音敏感建築物集中区域での工事では、低騒音の工法・設備を優先して使用しなければならず、国务院の関係部門は、低騒音工事設備指導リストを公開し（第41条）、建設事業者は、騒音自動監視システムを設置し、監視データに責任を負わなければならない（第42条）。

### （7）交通運輸騒音（第6章）

民間空港所在地の政府は、環境影響評価等で確定した、民間航空機の騒音が周辺環境に及ぼす影響の範囲及び程度に基づき、騒音敏感建築物の建設禁止区域及び建設制限区域を設定し、規制を行わなければならない（第52条）。道路、都市鉄道、鉄道、民間航空機が深刻な騒音汚染を引き起こしたときは、区設市及び県級の政府等は、騒音汚染状況の調査等を行い、騒音汚染総合処置プランを策定しなければならない（第55条～第57条）。

### （8）社会生活騒音（第7章）

社会全体が騒音汚染防止の意識を強化し、騒音の削減を意識し、皆が責任を持ち、参画し、受益する良い風潮を作らなければならない（第60条）。家庭及びその構成員は、騒音を減らす良い習慣を育み、公共交通の利用時やペットの飼育等の日常活動では、騒音による周囲への迷惑を極力避け、譲り合いでトラブルを解決しなければならない（第65条）。騒音敏感建築物集中区域での社会生活による騒音迷惑行為に対し、末端の大衆的自治組織<sup>10</sup>等は、制止・調停を行い、その効果がないときは、監督責任のある部門等に訴え出なければならない（第70条）。

<sup>6</sup> 人民が大衆組織やメディアを通じた意思表示により、国の組織等を監督すること（社会監督）が認められている。

<sup>7</sup> 「环境噪声与振动」生态环境部 <<https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/bz/bzwb/wlhj/shjzlbz/>>

<sup>8</sup> 中国語原文は「噪声敏感建筑物」。具体的には住宅、研究施設、病院、学校等を指し、本法第88条第3号で、居住、研究、医療、教育、福祉等に使用され、静けさを保つ必要のある建築物とされる。

<sup>9</sup> 中国語原文は「区设的市」。行政区画のうち、市の下に区が設置されている比較的規模の大きい地区級市をいう。

<sup>10</sup> 中国語原文は「基层群众性自治组织」。地方行政末端の下で、行政補助機能を担う居民委員会・農村委員会をいう。